



2020年4月6日

各 位

会社名 株式会社プロスペクト
代表者名 代表取締役社長 田 端 正 人
(コード：3528 東証第2部)
問合せ先 総務部長 竹 谷 治 郎
(TEL：03-3470-8411)

株主による臨時株主総会の招集許可申立てに係る許可決定及び 当社による臨時株主総会招集のための基準日設定の取消しに関するお知らせ

当社は、2020年1月24日付「株主総会招集許可申立書の送達に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、当社主要株主である伸和工業株式会社及び西村浩氏（以下「本株主」又は「申立人」といいます。）から、臨時株主総会の招集請求に関する書面を受領し、東京地方裁判所において、本株主による当社の臨時株主総会の招集許可申立て（以下「本申立て」といいます。）について審理を重ねてまいりましたが、本日、同裁判所より、下記1. のとおり決定を受領いたしました。また、これに伴い、2020年4月1日付「臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ」において開示いたしました、当社による臨時株主総会招集のための基準日設定は取り消すことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主総会招集許可決定主文の内容

- ① 申立人に対し、下記事項を目的事項とし、令和2年6月1日までの日を会日とする株式会社プロスペクト（本店 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号）の株主総会を招集することを許可する。

記

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の各員数に係る定款一部変更の件
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - (3) 監査等委員である取締役6名選任の件
- ② 手続費用は、各自の負担とする。

2. 当社による臨時株主総会招集のための基準日設定の取消しについて

当社は、2020年4月1日付「臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、本株主による本申立てを受け、2020年6月に臨時株主総会を開催すべく検討と準備を開始していましたが、本株主は当社による臨時株主総会の招集に係る提案に応じず、本日、東京地方裁判所より、前記1. のとおりの決定を受領いたしましたので、当社による臨時株主総会招集のための基準日設定は取り消すことといたしました。

3. 株主による臨時株主総会招集のための基準日及び臨時株主総会の開催予定日等について

現時点において、本株主から当社に対して、臨時株主総会招集のための基準日及び臨時株主総会の開催予定日等に関する連絡はございません。

4. 今後の対応について

当社は、東京地方裁判所の決定を受け、真摯に対応してまいり所存でございます。
今後、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上